

令和4年度 富山県新型コロナウイルス安心対策飲食店認証制度 申請受付要項

趣旨

新型コロナウイルス感染予防に取り組んでいる施設を県が認証し公表することにより、感染に対する県民の不安感を解消し、経済活動の回復に繋げることを目的とします。

申請方法

【受付期間】 ※新型コロナウイルスの感染状況により、変更する場合があります。

令和4年4月1日（金）から令和5年3月10日（金）まで（当日消印有効）

【受付方法】

1 申請書類の提出

申請書類を次の宛先に郵送してください。

＜宛先＞ 〒930-8501 （住所記載不要）

富山県新型コロナウイルス安心対策飲食店認証制度事務局 宛

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ず記載ください。

※送料は申請事業者側で負担願います。

（特定記録郵便など、郵便物の追跡ができる方法で郵送願います。）

※申請書類の到達の有無に関するお問合せについては、お答えいたしかねます。

※県は、申請書類の未到達に係る一切の責任は負いません。

2 申請に必要な書類の入手方法

次の方法にて、申請に必要な書類等を入手することができます。

- ・ 事務局ホームページからダウンロード
- ・ 県及び各市町村の所定の窓口
- ・ 各種団体等の窓口

認証の対象

- 1 食品衛生法に基づく営業許可を受けた飲食店及び喫茶店であること。ただし、下記施設は対象外となります。

〔対象外の施設〕

- ・ 総菜・弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどのテイクアウト専門の店舗
- ・ ケータリングなどのデリバリー（宅配）専門の店舗
- ・ キッチンカー（車内に客席を有するものを除く）
- ・ スーパーマーケットやコンビニエンスストア等のイートインスペース
- ・ 自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）コーナー
- ・ 風営法第2条第11項に規定する特定遊興飲食店営業 等

- 2 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、富山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「密接関係者」という。）に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。

また、上記の暴力団、暴力団員及び密接関係者が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

認証基準の主な項目（国が求める認証の必須項目）

- ・ 全ての座席について、パーティション（アクリル板等）の設置、または、座席の配置間隔を1m以上確保
 - ・ 手指消毒設備の設置、手指消毒実施の要請
 - ・ 「食事中以外のマスクの着用」「咳エチケットの徹底」を促す掲示
 - ・ 換気設備による必要換気量（一人あたり毎時30m³を確保するか、窓の開放による十分な換気（1時間あたりの換気回数2回以上）の徹底を行う（特定建築物の場合は、建築物衛生法に基づく空気環境の調整に関する基準を満たすこと
- ※ その他の認証基準の項目は、本申請要項の「富山県新型コロナウイルス安心対策飲食店認証基準（感染症予防対策チェックシート）」をご確認ください。

認証の流れ

- ①【認証申請・受付】（事務局にて申請内容の確認をします。）
- ②【現地調査】（日程調整のうえ職員等がお伺いします。）
- ③【審査・認証】（現地調査の結果を審査し、ステッカーと認証書を発行します。また、事務局ホームページ（<https://toyama-ninsho.jp>）に掲載することにより、公表します。）

その他

- 1 認証制度の詳細については、事務局ホームページ（<https://toyama-ninsho.jp>）掲載の「富山県新型コロナウイルス安心対策飲食店認証制度実施要領」をご確認ください。
- 2 令和4年度においては、認証応援金の交付はありません。

富山県新型コロナウイルス安心対策飲食店認証事業者の皆様へ

第1次募集・第2次募集で認証を受けられている店舗は、新たに申請していただく必要はありません。引き続き認証店として営業をお願いします。


なお、令和3年11月10日より開始しました第2次募集より、「カラオケ設備を使用する店舗」「接待を伴う営業を行う店舗」を認証の対象に追加しています。既に認証を受けられている店舗のうち、認証当時に提出された「富山県新型コロナウイルス安心対策飲食店認証基準（感染症予防対策チェックシート）」の「5. カラオケ設備を有する場合」「6. 接待を伴う営業」に変更がある場合は、再度申請をお願いします。現地調査の後、新たなステッカーと認証書（認証番号）を交付します。

【お問合せ先】 ご不明な点は下記のお問合せ先で対応させていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、窓口での申請や相談等は行っていません。

富山県新型コロナウイルス安心対策飲食店認証制度事務局

ホームページ：<https://toyama-ninsho.jp>

富山県 飲食店認証 

電話番号：076-444-5311

受付時間：午前9時～午後5時（土日、祝日を除く）

